

## サンキタ広場利用要綱

制定 令和5年7月24日

改定 令和6年2月16日

サンキタ実行委員会

### (目的)

第1条 この要綱は、阪急神戸三宮駅北側に位置するサンキタ広場（以下「広場」という。）を、三宮駅周辺におけるまちのにぎわい創出や文化芸術の発信、地域活性化等のためのイベント等（以下「イベント」という。）を実施する目的で利用する場合における必要事項について定めるものとする。

### (利用可能日)

第2条 広場は、改修や清掃等の作業時を除き、毎日利用することができる。

### (利用時間)

第3条 広場をイベント利用できる時間は、9時から22時とする。ただし、イベントの準備、撤収に係る時間は除く。

### (利用の申込)

第4条 広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、別途定める様式において、利用の申込をサンキタ実行委員会事務局（以下「事務局」という。）へ行わなければならない。

2 申込は利用希望日の6か月前の月の1日から受け付けるものとし、原則先着順とする。

### (利用の承認)

第5条 利用者は、前条で申し込んだイベントの内容について、サンキタ実行委員会からの承認を得なければならない。

2 サンキタ実行委員会がイベントを承認した際、事務局は、利用者へ速やかにその旨を通知し、協議書を送付しなければならない。

### (承認にあたっての留意事項)

第6条 サンキタ実行委員会は、利用者及びそのイベントが次の各号のいずれかに該当する場合、イベントを承認してはならない。

- (1) 公序良俗に反した内容であるとき
- (2) 利用者及びその関係者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者）であるとき、またこれらと関係を有する者であるとき
- (3) その他サンキタ広場及び三宮駅前周辺において相応しくない内容であるとき
- (4) 広場の施設や備品を毀損するおそれがある内容であるとき
- (5) 政治団体、宗教団体等による集会等を目的とする内容であるとき

(ほこみち協力金の納付)

- 第7条 利用者は、第5条の承認を受けた後、別表1に定める料金を、サンキタ実行委員会が実施するまちづくり活動への協力金（ほこみち協力金）として、事務局の指定する期日までに、指定口座へ納付しなければならない。
- 2 前項の納付にあたり発生する振込手数料は、利用者負担とする。
  - 3 利用者は、イベントを実施する当該日以外に、施行撤収などの作業により、広場を利用する場合は、別表2に定める料金を事務局の指定する口座に納付しなければならない。
  - 4 事務局は1項、3項で納付された利用料については、実行委員会における承認を得たうえで、サンキタ広場の維持管理及び運営経費、またはサンキタエリアにおけるにぎわい創出や価値向上のための取り組みに活用するものとする。

(利用料の減免等)

- 第8条 事務局は、利用者の実施するイベントが別表3で定めるものであるとき又は相当な理由があるとき、実行委員会の承認を得たうえで、同表の通り利用料を減額し、又は免除することができる。

(道路使用申請)

- 第9条 利用者は、イベント実施日までに、道路交通法（昭和35年法律第105号）による許可の申請手続きを行い、当該手続きに要する費用を負担しなければならない。

(利用の変更及び取消)

- 第10条 利用者は、イベントの内容を大幅に変更する場合は、事前に実行委員会と協議し、その承認を得るものとする。
- 2 利用者は、第5条で承認されたイベント実施による広場の利用を取り消す場合は、事前に実行委員会へ報告しなければならない。

(キャンセル料)

- 第11条 利用者は、広場の利用を取り消した場合、別表4に定めるキャンセル料を負担しなければならない。
- 2 悪天候・強風、その他利用者の責めに帰することのできない事由により、広場の利用を取り消した場合については、1回に限り、無償にて利用日程の変更を行うことができる。
  - 3 利用者は、第1項に定めるキャンセル料と、既に利用者が納付したほこみち協力金に差異がある場合、別途定める様式により、その差額についてほこみち協力金の返還を申請することができる。
  - 4 事務局は、前項で定める返還の申請があった場合、速やかに、利用者へほこみち協力金を返還しなければならない。

(承認の取消)

第12条 サンキタ実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に利用者へ通知したイベントの承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき
- (2) 公益上やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 申請書に記載された内容に著しく違反して利用するおそれが生じたとき
- (4) 災害、事故その他非常の自体の発生により、広場等を利用することができなくなったとき
- (5) 実行委員会の定めた期日までに利用料の振込が無かったとき
- (6) その他サンキタ実行委員会が利用者による広場の利用が適当でないと判断したとき

(その他許認可手続き)

第13条 利用者は、イベントの実施にあたりその他法令（消防法、建築基準法、食品衛生法等）による許認可等が必要な場合は、利用者が一連の申請手続きを行うとともに、その手続きに要する費用を負担することとする。

(管理責任)

第14条 広場におけるイベント実施にあたり（施行撤収時を含む）発生した事故、盗難、破損等については、利用者自身のみならず関係業者やその他関係者（イベント参加者、見学者等）の行為であっても、故意過失問わず、利用者が責任を負うものとする。

(注意事項)

第15条 利用者は、イベントの実施にあたり次の各号の項目について特に注意しなければならない。

- (1) 広場の歩行者の通行に支障が出ないようにすること
- (2) 広場の通行者、周辺事業者、施設利用者等が不快に感じる行為や支障が出る行為を実施しないこと
- (3) 広場の通行者、周辺事業者、施設利用者等から苦情が寄せられた場合に誠実に対応すること

(イベントの中止要請)

第16条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へイベントの中止を要請することができる。

- (1) 悪天候、暴風などの理由により、イベントの安全が確保されない場合
  - (2) 広場の通行者、周辺事業者、施設利用者から寄せられた苦情、警察等からの指示に対し利用者が誠実に対応しない場合
  - (3) 実行委員会、自治体、警察等がやむを得ない理由により、イベントを中止すべきと判断した場合
- 2 利用者は、前項による中止の要請があった場合、速やかにイベントを中止しなければならない。

- 3 イベントを注意した場合について、第1項(3)にあたる場合を除き、事務局は利用者への利用料の返還を行わないものとする。
- 4 イベント中止により発生した、利用料以外に関する利用者が発生した損害等について、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第17条 利用者は、イベント実施後において原状回復に努め、周辺を含めて清掃を行い、イベントによって発生したゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

- 2 イベント実施後において、広場の破損、傷の付着、着色等が確認された場合、利用者は、自らの責任において原形復旧しなければならない。

(イベント実施後の協力)

第18条 サンキタ実行委員会は利用者に対して、今後の広場の活用促進のため、アンケートや、写真提供等の協力を求めることができる。

(禁止事項)

第19条 利用者は、イベントの実施にあたり、次の各号に当たる行為を行ってはならない。

- (1) 広場内の施設を汚損、破損すること
- (2) 事務局の許可なく、施設に貼り紙等を貼ること
- (3) その他広場の歩行者の通行に支障を生ずる可能性がある行為

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

別表1 (第7条第1項関係)

利用料	利用時間		全日 (9-22時)	半日 A (9-15時)	半日 B (15-22時)
	下記で示す使用方法を除く全ての用途で使用する場合	平日		200,000 円	100,000 円
土・日・祝祭日			300,000 円	150,000 円	150,000 円
	利用時間		1時間あたり		
スチール撮影、ムービー撮影の目的で使用する場合 (なお、第8条に基づく減免は適応しない。)	平日		10,000 円		
	土・日・祝祭日		25,000 円		

別表 2 (第 7 条第 4 項関係)

利用時間		全日 (9-22 時)	半日 A (9-15 時)	半日 B (15-22 時)
施工・撤収に伴う利用料	平日	100,000 円	50,000 円	50,000 円
	土・日・祝祭日	150,000 円	75,000 円	75,000 円

別表 3 (第 8 条関係)

実施主体		営利団体 (民間企業)	非営利団体・個人
イベント 実施内容	実施主体の PR	減免なし	5 割減免
	文化芸術の発信や地域活性化に寄与するもの 実験性・新規性のあるもの	2 割減免	最大 9 割減免

別表 4 (第 11 条関係)

キャンセル理由	キャンセルを申し出た日	キャンセル料
災害その他、利用者の責に帰することのできない事由 (気象庁による神戸市への災害級の警報発出)	利用日の 3 営業日後まで	不要 (無償にて 1 回延期可能)
上記以外の理由	利用日の 30 日前まで	利用料金の 50%
	利用日の 29 日前～当日	利用料金の 100%